



異称日本伝注釈(梁書編)

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雑誌, 54(2):207-238

(Issue Date)

2004-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004981>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004981>



異称日本伝注釈（梁書編）

蓮 沼 啓 介

異称日本伝卷一には梁書を取り上げた箇所がある。次に引用する。本文は漢文に訓点を付した形で引用し、松下見林の注した部分は書き下し文の形で引用しよう。まず本文を引用する。

梁書卷五十四列傳第四十八諸夷東夷

唐散騎常侍姚思廉撰

倭者自云太伯之後俗皆文身去帶方萬二千餘里太抵在會稽之東相去絕遠從帶方至倭循海水行歷韓國乍東乍南七千餘里始度一海海闊千餘里名瀚海至一支國又度一海千餘里名末盧國又東南陸行五百里至伊都國又東

南行百里至奴國又東行百里至不彌國又南水行二十日
 至投馬國又南水行十日陸行一月日至邪馬臺國卽倭王
 所居其官有伊支馬次曰彌馬獲支次曰奴往鞆氏種禾稻
 紵麻蠶桑織績有薑桂橘椒蘇出黑雉眞珠青玉有獸如牛
 名山鼠又有太蛇吞此獸蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍
 閉時或有光射之中蛇則死矣物產略與檐耳朱崖同地溫
 煖風俗不淫男女皆露紵富貴者以錦繡雜采爲帽似中國
 胡公頭食飲用邊豆其死有棺無槨封土作冢人性皆嗜酒
 俗不知正歲多壽考多至八九十或至百歲其俗女多男少
 貴者至四五妻賤者猶兩三妻婦人無姪妒無盜竊火諍訟
 若犯法輕者沒其妻女子重則滅其宗族漢靈帝光和中倭國

亂相攻伐歷年乃共立一女子卑彌呼爲王彌呼無夫婿挾
 鬼道能惑衆故國人立之有男弟佐治國自爲王少有見者
 以辨千人自侍唯使一男子出入傳教令所處宮室常有兵
 守衛至魏景初三年公孫淵誅後卑彌呼始遣使朝貢魏以
 爲親魏王假金印紫綬正始中卑彌呼更立男王國中不服
 更相誅殺復立卑彌呼宗女臺與爲王其後復立男王並受
 中國爵命晉安帝時有倭王贊贊死立弟彌彌死立子濟濟
 死立子興興死立弟武齊建元中除武持節督倭新羅任那
 伽羅秦韓慕韓六國諸軍事鎮東大將軍高祖卽位進武號
 征東將軍其南有侏儒國人長三四尺又南黑齒國裸國去

倭^{ヤマト}四千餘里船行可^{ヘカシテ}一年至^ニ又西南萬里有海人身黑眼白^ク
裸^ナ而醜^シ其肉美^{ナリ}行者或^ハ射^テ而食^ス之

つづいて松下見林の付した注を引用する。

今按ズルニ此レ 後漢書 魏志 晉書 宋書 南史 北史 ヲ摘ミテ以テ文ヲ爲ス也。

松下見林は梁書は南史や北史よりも後に成立した作品であると解しているが、これは梁書には虚誕な説が目立つために生じた、前後関係の誤りであろう。こうした成立関係の誤りに基づいて松下見林は梁書の史料としての値打ちをやや過小評価することになった模様である。例えば扶桑國の記事を梁書に拠らずに、杜佑通典から採っているが、通典の記事は梁書に比べてやや簡略であり、倭人を思わせる婚姻の風習には触れて居ない。

また松下見林は錯簡にも触れていない。「有獸如牛名山鼠又有大蛇吞此獸」の箇所は海人國の記事であり、もととは「又西南萬里有海人。身黑眼白裸而醜。有獸如牛名山鼠。其肉美行者或射而食之。又有大蛇吞此獸」という記事の一部が、錯簡により倭國の記事に紛れ込んだものである。東南アジアの辺りに野生の鹿がいて「山鼠」と呼ばれている。その肉は美味しいので、旅行者は好んで狩りをしてその肉を食べる。またボアという大蛇がいて野生の鹿を丸呑みにすることがあるという記事である。

この錯簡を戻せば、倭國の記事は次の様に復元される。「(有)蛇皮堅不可研。其上有孔。乍開乍閉。時或有光。

射之中蛇則死焉」。これは捕鯨の様子を伝える記事である。鯨が潮を吹く時に光って見えるわけである。氣孔に鈿を打ち込んで鯨に止めを刺す。

参考の為に松下見林が南史に付した注を引用しておく。

今按ズルニ南史ニ記ス所多ク後漢書魏志宋書ト同ジ。倭洎ノ洎當ニ濟ニ作ルベシ。侏儒黒齒裸國海人文身大漢皆異類ナリ。我が神國ノ事ニ非ズ。

松下見林は南史が梁書に依っていることに気づかずに、梁書が南史に依っているという風に、南史と梁書の成立の順序を逆さまに解していることが判明する。倭洎は倭隋であり、葛城田を指すものと推定される。侏儒國以下の記事は倭国についての記事ではなく、「異類」つまり異民族に関する記事である。「我が神國ノ事ニ非ズ」松下見林が神国思想の持ち主であることは明白である。梁書の記事は文身國を挟んで更に大漢國、扶桑國と続く。

大漢國在文身國東五千余里。無兵戈不攻戰。風俗並與文身國同而言語異。

末尾には「言語異倭国」とあったものと推測される。「大漢國」は倭国に近い国である。馬韓のどこかにあった一国であり、倭人の生息地に近いけれども、言葉は異なっていることを述べているわけである。宋書夷蛮伝に伝える倭国王の爵号に見える「慕韓」とはこの地のことである模様である。男洩津間の大王の治世には倭国の支配圏が馬韓の一部にまで及んでいたのである。「慕韓」とは栄山江流域に広がる多利地方のことである、公算が高い。

扶桑國者齊永元年其國有沙門慧深來至荊州。

これは永元（四九二）元年に南齊の荊州にたどり着いた慧深が本人の体験を語った話を聞き伝える記事であろうが、事実を伝えた記事と推定される。荊州は湖北省や湖南省の一带であるが、おそらく慧深は慧遠という名高い高僧の居た廬山を尋ねて荊州までやって来たものと推測される。慧深は回心をも意味する法名であろう。

説云。扶桑在大漢國東二萬餘里地中国之東。

「大漢国」とは漢王朝の支配した中国のことである。直ぐ前にいう「大漢国」は三韓の一国であり、全く別の国である。ところが梁書の編者はふたつの「大漢国」を同一の国と解釈して、「大漢国」とは東の果てに存する扶桑国と倭国や文身国の中間に位置する国と位置づけてこれらの諸国の位置関係を自分の信念に適合する形に設定して、中国の東方の地理を確定しているわけである。従って、実際には、扶桑国は中国の本土から見て東方にある国である。中国からは「二萬餘里」の距離である。扶桑国とは馬韓の東方の一部を割いて秦からの移民が定住したという秦韓の地であろうと推察される。秦からの移民とは済州島から移動して来た徐福の一行の末裔を本隊として、それに楽浪郡からの亡命者を加えた人々であろう。楽浪郡からの亡命者とは衛満と共に朝鮮にやって来た中国人であり、前漢の武帝に衛氏朝鮮が滅ばされる寸前に楽浪城を脱出した住民の末裔であろうと推測される。魏志韓伝に裴松之が付した注に引く魏略逸文には韓族の捕虜にされた捕囚の「漢人」の救出劇が見える。

更に後に楽浪郡と帯方郡が高句麗に滅ばされた際に、脱出した住民の一部がここに合流した公算が高い。宋書夷蛮伝に伝える倭国王の爵号に見える「秦韓」もまたこの地のことであるに違いない。三韓の一地域である「辰韓」

と馬韓の東の地を割いたという「秦韓」とは別の地域であり、もともとは別の名称であろう。やがて「辰韓」全体をも「秦韓」と呼ぶ言い方が派生して、「辰韓」の別名ともなったものであろう。本来の「秦韓」は朝鮮半島の南端部にあり、馬韓の東端に位置する地域であった筈である。現在の慶尚南道のどこかにあった地域の筈であるが、ひよつとすると現在の釜山の辺りであった可能性が高い。「釜山」と聞いて発音の似通った「扶桑」を連想した可能性は高そうである。この地は倭人の生息地でもあった模様である。「韓在帶方之南」「東西以海為限」「南與倭接」。朝鮮半島の南端部のどこかに倭人の生息地があった筈である。「浣盧國與倭接界」。「浣盧國」は現在の東萊に比定される。境界を挟んで東萊と接している南側の地域と言えば、釜山ということになる筈である。「扶桑」つまり「秦韓」の地は中国からの亡命者の定住地であったばかりでなく、同時に倭人の生息地でもあったのではなからうか。ここは自由貿易の都市であり、倭人も市に出入りする様になり、やがて周辺に倭人が定着するに至ったのではあるまいか。どうもそうした公算が高そうである。

後に氣長足姫が多利地方の豪族の出身と推測される未来の夫と出会うのも「扶桑」での出来事であったのかも知れない。淤斯呂和氣オシロワケの大王の父親に当たるこの武人は西暦の三六四年に新羅金城を攻撃しながら、葦人形におびき寄せられ、伏兵に背後を突かれて深手を負い、間もなく戦死したと推定される。

彗深の話は続く。

其土多扶桑木故以爲名。

もともと。扶桑の木が多いから扶桑という国の名が付いたわけではなく、東方に扶桑という神木の生い茂る国があるという觀念に基づいて、中国から見て東方に当たる国に扶桑という名を付けたものであろう。こうした觀念を

抱いていたのは中国からの亡命者たちであつたに違ひない。おそらくは秦からの亡命者であろう。梁書の編者もまた東方に扶桑という神木の生い茂る国があるという観念を抱いていて、この記事は編者が自ら抱く観念をそのまゝの形で吐露したものである。扶桑国は編者の信念に照らす限り東の果てに存在する国である。従つて、倭国よりも文身国よりも更に東にある国であると考えて、そうした考えに当てはめて、倭国の東北に文身国があり、文身国の東に大漢国があり、更にその東に扶桑国があるという風に、国々の相互の位置關係を設定しているわけである。

扶桑葉似銅。而初生如笋。國人食之。實如梨而赤。續其皮爲衣亦以爲綿。作板屋無城郭。有文字以扶桑皮爲紙。

扶桑国出身の慧深が扶桑国の植生を説明したところ、聞き手は扶桑という神木の説明と誤解してしまつた模様である。こうした誤解に基づいて意味不明の不可思議な記事が生成したものと推測される。慧深の中国語は亡命者の中国語であるため、南朝の中国語とは違いがあつて、意志疎通が必ずしも円滑に行かず、支障を来している模様である。

そこで今誤解を解きほぐし正解を求めることにしよう。

葉の色が銅色に似ている木といえば木槿であろうか。筍を食べる食習慣がある。竹林がある模様である。梨に似た赤い実がなる木があるという。これはおそらくは柿の木であろう。木槿の木の皮を剥いで繊維に紡ぎ布や綿にする。あるいは「綿」は「錦」であり刺繍にするのかも知れない。「板屋」つまり木造家屋を建ててそこに住んでいる。都市を囲う堅固な城壁はない。また竹の皮を紙の代わりに用いて文字を書くという。これは竹簡であろう。

愚按ズルニ通典ヲ讀ミテ而ウシテ後ニ扶桑國ノ風土我ト甚ダ異ナル事ヲ知ル也。

我が國扶桑多キ事ヲ聞カズ。

扶桑國城郭兵甲無シ。我ニ城郭兵甲ノ守有リ。

扶桑國牛角二十斛ニ勝ル有リ。我ニ此ノ異物無シ。

扶桑國馬車鹿車有リ。我ニコレ無ク牛車有リ。

角に二十石もの荷物を載せて運ぶ牛がいるというが、日本には確かにそんな変な牛はいない。また古代の日本には外城に囲まれた平城京があったし、武装兵士もいたから、和の国である扶桑と武の国である日本の風習は正反對である。もっとも松下見林の引く杜佑通典の記事には「馬車鹿車」とあつて「牛車」が見えないが、梁書は「馬車牛車鹿車」に作る。従つて梁書による限り、扶桑と日本の風習が正反對であるという結論には至らない。

扶桑國ニ鐵無ク金銀ヲ貴ビズ。我ニ鐵有リ金銀ヲ貴ブ。

扶桑國纁經ヲ制セズ。我纁經ノ輕重ヲ制ス。

當ニ扶桑ハ日本ニ非ザル事ヲ知ルベキ也。

「其地無鐵有銅」とあるが、鉄器よりも青銅器を尊重し愛用するという意味であらうか。

また「不貴金銀」とあるが、銅錢を用いて金貨や銀貨は用いないということであるのかも知れない。纁は喪服の衣であるし、經は喪服を着る時に首や腰に巻く麻の帯のことである。

こうして見る限り、扶桑の風習と日本の風習とはまるで正反對に近く、扶桑は日本ではないという結論は動かないところである。

但し、松下見林の引く通典には見えない婚姻の風習については、後に見るように、いささか違った結論に至りうである。

松下見林の引く通典には見えないが、次に引く国法に関する記事も、扶桑は日本ではないという結論を補強するものである。

其国法有南北獄。若輕者入南獄重罪者北獄。有赦則赦南獄不赦北獄者。男女相配生生男八歳爲奴生女九歳爲婢。犯罪之身至死不出。

古代の奴隸制を受け継ぐ社会であることが判明する。犯罪には軽重の差異があり、南北に置かれた別々の獄舎に入牢させる。うち輕罪は「南獄」に入れ恩赦の対象にするが、重罪は「北獄」に隔離し終身閉じ込める。つまり輕罪は恩赦により釈放するが、重罪は終身刑であり、死ぬまで出獄を認めない。罪人を牛馬のごとくに配合して、子を生ませ奴婢とする。懲罰奴隸制において奴婢の発生する端緒が示された古典的な国法を保持する国であったことが判明する。奴婢とは、始めは、たまたま罪人の間に生まれた子供たちであつたに違いない。

貴人有罪。國乃大會。坐罪人於坑。對之宴飲。分訣若死別焉。以灰繞之。

貴族が犯罪を犯した場合には国の一大事であるから、別離の儀式を行う。洞穴に入れられた犯人の前に集まって別離の宴会を催すという。罪人に灰を被せる。灰まみれにするのは灰が燃えかすであり、それ故、穢れゝ氣枯れを現すからであろう。この儀式には罪が穢れを生み出すという觀念が見事に具象されている。犯罪を犯す者は死者と

同様に現世から別の世界へ移るといふ觀念も又見て取れる。摘み取るとか積み上げるとか積み込むとかいふ言い回しにも明らかのように、罪すなわちツミとは別置するないしは別置されたものという意味の動名詞である。罪人は獄という別世界に隔離し別置するわけである。

其一重則一身屏退。二重則及子孫。三重則及七世。

罪の重さに応じて親族にまで刑罰が及ぶ縁坐法が行われている。通常犯罪は本人だけを追放し隔離するが、重大犯罪は本人だけでなく子孫までも追放し隔離する。極悪犯罪は一族全員を追放隔離する。「七世」とあるが本人の曾祖父から数えて七世代という意味であろう。極悪犯罪にはおそらくは国王の暗殺を企てるといった反逆罪や国王の座を武力で奪い取ろうとする内乱罪などが含まれ、こうした政治犯罪の場合には一族全員が処罰の対象になるということなのであると推測される。

次に引く国政に関する記事も又扶桑は日本ではないという結論を補強する記事である。

國王爲乙祁。貴人第一者爲大對盧。第二者爲小對盧。第三者爲納咄沙。

国王がいて、貴族は三階級からなる。国王を意味する「乙祁」であるが、これは「乙那」の誤記であろう。梁書は「邪馬台國」の「邪」を「祁」に作っている。類似の誤写と推測される。「乙那」とは済州島の建国神話に登場する三人の神人の名前であるが、倭語の乙名と類義の語であり、もともとは長老を意味する語であろう。済州島の神人の名を国王の地位を示す用語に用いているのは、「扶桑」つまり「秦韓」の住人はもともとは済州島に定着し

た徐福の一行の末裔に当たると推測される。帯方郡との交渉を経て、馬韓の地の東方に秦人の居住する「秦韓」を建設し、済州島から移住したものであろう。

「對盧」という高句麗の高官の官名が上級と中級の貴族の地位を表すのに用いられている。おそらくは扶桑国の国王は扶餘の王族の出身であり、「ツングース語で支配するという意味」の *data* を表す「對盧」という語を借用しているものと推測される。要するに漢人の豪族を大中小の三階級に区分して、上級と中級に位置する有力な豪族を「對盧」と呼んだものであろう。下級貴族を意味する「納咄沙」という語がどの言語のどの単語を表示しているのかは不明である。¹⁰⁾

國主行有鼓角導從。其衣色隨年改易。

甲乙年青。丙丁年赤。戊巳年黃。庚辛年白。壬癸年黑。

国王の行列は鼓や角笛に先導されて行進する。国王の行列の衣装の色は年に応じて「改易」する。これが陰陽五行説に則った行列であることは明白である。暦法があり、五行説が行われていることは確実である。

五行説の概要を確認して置こう。五行説は自然界の出来事を定形として認識してその循環や周期を予測して、人間界の行為定型の実行に指針をもたらす思考の営みである。縦と横の十字に現実を区切ると四分割が得られる。方位は四方に、季節は四季に分割される。四季にはそれぞれの色がある。青春。朱夏。白秋。玄冬。また四方にはそれぞれの色と靈獣が対応する。青龍。朱雀。白虎。玄武という風にである。

四季や四方といった四分割に中央が加わると、自然の要素である木火土金水という五行に巧く対応するに至る。草木の芽生える季節である春の色は青。火炎の燃える灼熱の季節である夏の色は赤。中間の季節である土用の色は

黄。澄んだ空気の下で稲穂が金色に輝く季節である秋の色は白。暗く冷たく澄んだ水と長い夜の季節である冬の色は黒となる。野生の思考と幾何学の精神の中間に位置する神秘的な思考が完成する。

こうして四季にそれぞれの色がある様に、年にも決まった色が対応するに至る。陰陽五行説とは神秘的な思考の典型であり、歴史的な実例にほかならない。

木火土金水という五行に対応して、年を示す十干はまず兄と弟つまり五行のえとに分化する。甲乙つまり木の兄と木の弟の年の色は青。丙丁つまり火の兄と火の弟の年の色は赤。戊己つまり土の兄と土の弟の年の色は黄。庚辛つまり金の兄と金の弟の年の色は白。壬癸つまり水の兄と水の弟の年の色は黒という具合にある。

こうした年々の色を纏って行進を行う。自然の現象と人間の行為は定型的に繰り返される。秩序に調和し万事が順調に進む世界がそこに現出する。自然と人生はそこでは一体である。

扶桑国で用いられた暦法はどのような暦法であったのだろうか。秦からの亡命者が用いた暦法であるとすれば、始皇帝の定めた瑞珎暦であった公算が高そうである。

有牛角長以角載物勝二十斛。

角に二十石もの重さの荷物を担いでも重さに負けない牛がいるとは不可解な話であるが、牛の角に綱をめぐらして荷物を引っ張るという話が誤解されているのではあるまいか。聞き手は南方の水牛の様に角の長い牛の一種である家畜がいるという風に思い違いを起こしているのかも知れない。

有馬車牛車鹿車。國人養鹿如中國。畜牛以爲酪。有桑梨經年不壞多蒲桃。

扶桑国はその生業を見る限り、中国にそっくりの国である。中国からの亡命者の建てた、もう一つの中国であるからである。鹿を飼うし、牛を飼って乳を搾り、「酪」という牛乳の酒を醸す。桑や蒲の栽培が行われているという。養蚕が行われ筵も作られている模様である。また梨や桃の栽培も行われている。有力者は社会的な地位を誇示するかのように邸宅の前に車を並べているらしいことも分かる。

其地無鐵有銅不貴金銀。市無租估。

「其地無鐵有銅」とあるが、鉄器よりも青銅器を尊重し愛用するという意味であろう。また「不貴金銀」とあるが通貨には銅銭を用いて金貨や銀貨は用いないということであろう。市場には出店税や取引税は無い。つまり取引自由の国であり自由貿易の国なのである。

松下見林の引く通典には見えないが、次に引く婚姻の風習についてはいささか違った結論に至りそうである。

其婚姻婿往女家門外作屋晨夕灑掃。經年而女不悅即驅之相悅乃成婚。

女の家の外れに妻屋を立てて朝晩雑巾掛けやお掃除をして清潔に保つ。夕方から夜明け前にかけてそこで逢瀬を重ね何年も付き合ひ、仲むつまじくなれば結婚する。女が気に入らなければ男を追い出す。これは紛う方無き妻問婚であり婿入れ婚である。これこそ上古の倭人に見られる婚姻の風習そのものではないか。扶桑國の儀礼は多く中国式であるが、婚姻の風習を見る限り倭人の風習そのものである。扶桑國の住人のうち平民の多くは倭人であることがここから窺い知られるわけである。

婚禮大抵與中國同。親喪七日不食。祖父母喪五日不食。兄弟伯叔姑姉妹三日不食。

冠婚葬祭の儀式は完全に中国式である模様である。喪の期間も七日と五日と三日という風に陽数により故人との親縁関係の距離に比例する長さに定まっている。

設靈爲神像朝夕拝奠。不制縗經

先祖の靈を祭って神像を作り、朝な夕なに拝みまた食物を供える。ただし古代中国で行われた喪服の決まりは廃れてしまい、伝わっていないことが判明する。

嗣王立三年不視國事。

国王の代替わりの際には新王は三年の長きに亙って父王の喪に服するため、国政は他の人物に任せざるを得ないということであろう。

其俗舊無佛法。宋大明二年罽賓國嘗比丘五人行至其國。流通佛法經像教令出家。風俗遂改。

宋の大明（四八〇）二年に罽賓国出身の「比丘」つまり僧侶五人が扶桑国にまでやって来て、仏法の布教に当たり慧深を改心させ仏法に帰依させたという。これは永元（四九九）元年に南斉の荊州にたどり着いた慧深が本人の体験

を語った話を聞き伝える記事であろうから、事実を伝えた記事と推定される。荊州は湖北省や湖南省の一带であるが、おそらく慧深は慧遠という名高い高僧の居た廬山を尋ねて荊州までやって来たものと推測される。宋や南斉という南朝の年号を用いているところから見ても、カシミール出身の僧侶たちは、宋を経て扶桑に至ったものと推測される。劉宋では大明二（四六）年には「曇標道人」という僧侶が謀反を起こしたため、仏法の布教と僧侶の活動とを制限する禁令が発せられている。この禁令の発布を知って、カシミールから渡来した五人の僧侶たちは宋を離れる決心を固め、東方の仏教国である百済にまず渡り、百済において扶桑という国の存在を聞いて、その地に仏法を伝えるべく「游行」に出たものであろう。「游行」とあるから船で海を渡って外国にまで行ったということであろう。東に向かつて進むのはこの僧侶たちが弥勒信仰の信徒たちであったからかも知れない。五人の僧侶たちは仏法を流通させ、經典や仏像を広め、戒律と出家のやり方を教え、扶桑を仏教を知らない国からその信徒の居る国に変えたのである。慧深は扶桑国で最初に仏法の信徒になった人物であった公算が高い。慧深のもう一つの意味である回心とは別の信仰の持ち主が仏法に帰依することを表す言葉であろうからである。

慧深の話は更に続く。

慧深又云。扶桑東千餘里有女國。容貌端正色甚潔白。身體有毛髮長。委地至三日。競入水。

「扶桑東千餘里有女國」。扶桑の近くに「女國」があるという。長い髪を伸ばした女たちが盛んに海に潜る海女の国である。「委地至三日」北部九州にまで舟で行くか歩くかすれば二三日で到達する距離にある国である。島原や天草の辺りであろうか。「扶桑東千餘里有女國」。扶桑の位置が朝鮮半島の南端部から北部九州に近い海女の国の直ぐ西の地に移っている。「秦韓」の住民は戦乱を避けて再び亡命の旅に旅立って行くのである。今回の目的地

は五島列島であつた模様である。釜山を離れ、海を渡り対馬の西側を伝つて五島列島にまで進む。慧深が南斉に赴いた西暦の四九九年頃には、扶桑の民は海を越えて五島列島に移住を開始していた模様である。大明二（四五）年にカシミール出身の僧侶たちが慧深のところへやって来たが、その後の半島情勢は険しかったのである。この間に幾度もの戦乱が繰り返されている。西暦の四七五年には百済の崩壊と南遷があり、四七七年には倭国と新羅の激戦があり、更に四八一年には高句麗と百済新羅伽羅の連合軍との激戦があつた。高句麗や百済や新羅の脅威を恐れた「秦韓」の民は再び亡命を決意して、その行き先を日本列島に見定め、まず五島列島に移住するという道を選んだものと推測される。やがて「秦韓」の民は更に東に進んで「其人同於華夏」と隋書に見える「秦王国」を建設するに至るわけである。

則妊娠六七月産子。女人胸前無乳。項後生毛根白。毛中有汁以乳子。一百日能行。三四年則成人矣。

女国の話は慧深が扶桑国において知り合いから聞いた伝聞の話であり、もともと不正確な物語に過ぎない。扶桑にも漁師たちが居て、海女の国の近くまで漁に出掛け、船から目撃した様子を語った話を慧深が聞いたものである。胸に乳房の膨らみが見えないというのは、異人に見られるのを避けて長い髪を胸に下ろして乳房を覆ったからであるに違いない。赤子にお乳を飲ませている時のことであるから、うなじから垂れている髪に乳が混じっているかに写ったものであろうが、その様子を、妖怪か異類に出会ったかの様に描いた話であると思われる。三ないし四年で成人するというのは、三つか四つの年から一人前に泳げるという話に尾鰭が付いた物語であるのかも知れない。

見人驚避。偏畏丈夫。

異国の漁師の接近に対して、若い女たちが警戒心を抱くのは当たり前である。特に「丈夫」つまり体格の良い外国人の大人の男が接近して来れば、若い母親たちが人さらいや手ごめを恐れ警戒を怠らず怖がって逃げるのは極くありふれた風景である。

食鹹草如禽獸。鹹草葉似邪蒿。而氣香味鹹。

「鹹草」とは塩漬けの若布のことであろう。塩抜きをしないで食べれば塩辛いのは当たり前である。塩を抜き、茹でるといふ若布の食べ方を知らないのであろう。

天監六年有晉安人渡海爲風所飄至一島。登岸有人居止。女則如中國而言語不可曉。男則人身而狗頭其聲如犬。其食有小豆其衣如布。築土爲牆其形圍其戸如竇云

天監六(五〇六)年に「晉安人」おそらくは晋安の商人が漂流し「女國」のある島に漂着したところ、人を見かけたが、女は中国の女とたいして変わらないのに、男は犬の面をしており、犬の様な声を出して吠えたという。これは隼人の風習であろうと推測される。もともとは「狗」の国つまり熊襲の地域である。隼人は「狗」おそらくは山犬のお面を被り、山犬の様な唸り声を挙げて戦いに臨むのである。¹²山犬とは狼と野犬の合いの子なのではなからうか。隼人は漁獵と狩獵の双方を生業とする部族であり、こうした生業の形態を基に山幸彦と海幸彦の物語の原型が生

成したものと推測される。土塀を円形に築き、土塀の奥には「竇」つまり洞穴の住居が並ぶ。「竇」トウは出入りの出来る穴のことである。漂流者はこうした隼人の暮らしぶりを垣間見たわけであるが、隼人の方でも外部からの侵入者に対する警戒の念から、厳戒態勢を敷いて「狗」の面を被って周囲の見回りを行っていたものと推測される。こうした漂流者の体験に基づく目撃談を聞いて、梁の武帝は慧深の話が真実であることを確信するに至ったに違いない。

(1) 国立国会図書館の古典籍資料室に所蔵する小宮山楓軒の文庫である楓軒文庫本を典拠に用いた。

(2) 本稿付録。「南史倭国伝の異本について」参照。

(3) 前注におなじ。

(4) 韓国における前方後円墳の分布がこの地方に集中していることについては西谷正三¹³を見よ。その後の研究動向については『前方後円墳と古代日朝関係』朝鮮学会編、同成社、二〇〇三。を参照されたい。馬韓を「慕」韓と表記しているのは、あるいはワケ王朝の始祖に当たる武人は馬韓の出身であり、始祖の出身地である地域を懐かしく慕っているという気持ちを含めているのかも知れない。

(5) 白鳥庫吉は慧深という僧侶は実在せず、道教の方士の類が僧侶に変装して扶桑国の使者をかたらって梁の武帝に面会しようとしたのが事の真相である。従って慧深の話として伝えられる記事は全て作り話であるとする奇抜な説を唱えている。白鳥¹⁴「扶桑國に就いて」。

白鳥の説のかなめは、『梁四公記』に見える、扶桑国から使者が参つて梁の武帝に「黄絲三百斤」（同八七頁）を献上したという記事にある。白鳥はこの記事は事実を伝えるものであると速断した上で、虚誕の話を重ねる詐欺師の登場をそこに見いだしているわけであるが、そもそもこの話の語り手は「杰公」という「海

外荒遠の虚誕を語って世人を瞞着する方士の類」(同八九頁)である。「杰公」の如き語り手は騙り手の話には証拠としての資格を認めがたいと言わざるを得ない。つまりこの記事は何ら信じるに足りない信憑性を欠いた記事である。

絢爛かつ奇抜な白鳥の学説は実は流砂の上に築かれた砂上の楼閣に過ぎないのである。実際には慧深が武帝の質問に答えて扶桑国の「土地、風俗、物産、城邑、山川並に沿革等」(同頁)を語ったという事実に付会して、「杰公」が我田引水の解釈を試み、尾鰭を付けて話を面白くし、かつ自分の作り話の証拠として実在する慧深の存在を悪用したに過ぎないのではなからうか。

慧深との面会により徐福伝説の信賴するに足ることを悟った梁の武帝は天監年間に王僧儒に命じて作った『百家譜』に「議するに、字を彦福といい、別名は市、秦の始皇帝から蓬萊へ遣わされ、東海に居住する」という徐福の事績を採録させている。『徐福』九〇頁。

もし慧深の霊が「地下に於いて」白鳥の奇説を聞いたならば、さぞ「呵々として哄笑することであろう。本論文を読んで「扼腕して切齒する」のは、慧深ではなく、むしろ白鳥庫吉その人なのではあるまいか。

- (6) 扶桑国とは東の果てに存在すると古代の中国に於いて信じられていた「見知らぬ国」Terra Incognitaの名称である。扶桑という神木が茂っているところから扶桑と呼ばれていたわけである。それは東方日の出を神秘として捉えて成立した観念であり、東方日の出の迎りを夢幻の彼方として描き上げる神話という名の物語に描かれた国にはかならない。「見知らぬ国」である扶桑については白鳥の学識が遺憾なく發揮された秀作である白鳥^{一九七}「扶桑国に就いて」を参照されたい。

- (7) 梁書に見える扶桑は日本それも関西であるとする平田篤胤に始まる説については、吉崎^{一九五}を参照されたい。杜佑通典は梁書ではなく南斉書から扶桑條を引用している模様である。

(8)

清瀬一九六は、南方の「アルタイ型言語」である日本語を徐福の一行が日本列島にもたらしたという奇想天外な仮説を提出する力作である。清瀬一九六は、徐福に関する中国側の記録と日本側の徐福伝説を架橋し結合することを企てて、徐福の日本上陸地を探すが、有力候補地である種子島には徐福伝説が伝わらないという壁に阻まれて、徐福とその一行の亡命経路を復元するに至ってはいない。五代、宋初の高僧である義楚が「今二至リテ子孫ハ皆、秦氏ト曰フ」と『義楚六帖』(九五)に書き残している。おそらくは日本僧の弘順大師から聞いた話を伝える言葉であろうが、富士山麓に住む秦氏に徐福の子孫であるとする伝承が伝わっていた事は確実である。だが徐福とその一行の末裔であるという秦氏が富士山麓に定着するに至る経路は空白のままに残されている。思うにこの空白は、亶州を種子島であると断ずる白鳥庫吉の学説に惑わされて生じた、理論上の困難である模様である。

白鳥一九三は、亶は『』でありタネと同音であるから亶州は種子島であると説いているが、『抱朴子』に会稽より航行して至る「海中大島嶼」として掲げる三つの島の中に種子島が入ると解するのには少々の無理がある。大きさから考えても「東翁洲」が台湾であり「亶洲」が済州島であり「紆嶼洲」は沖縄本島と解すべきであろう。済州島の古名である「耽夫羅」の「耽」は *tan* であり、*tan* ではないが、僂耳珠崖を指す僂州と区別するために、やや発音の類似をゆるやかにして亶州と表記したのではなからうか。実際に呉志の陸遜伝や全琮伝では僂州と取り違いを起こして「耽夫羅」を珠崖と誤解している程である。

なお清瀬一九六における著者の正式な名乗りは清瀬義三郎則府(のりくら)である。

(9)

白鳥前掲、八二頁。

(10)

あるいは「納」はツングース語の *non* つまり姉妹であり、「咄沙」は *usa* つまり便益であり貴族階級の縁者を指す語であるのかも知れない。白鳥「朝鮮語と Ural-Altai 語との比較研究」二二二と五二二(全集第三

卷、所収）参照。

(11) 罽賓国の所在については、白鳥^{五七}「罽賓國考」を参照されたい。

(12) 伴信友が、元明女帝の陵を守る隼人の石像のスケッチを残しているが、確かに「狗」の面をしていることが見て取れる。「頭は狗の假面なるべし。身中みな貫き装束で狗の状を表せりと見ゆ」と伴信友は語っている。同「隼人の狗吠」五二―五六頁参照。

職員令集解の隼人司条に引用する「古辭」が引く「諾請」には「已爲犬。奉仕人君者。此則名隼人耳」とある。隼人は「古辭」によれば「薩摩大隅等國人」であるが、これらの「國人」たちは自らを「狗」つまり犬に見立てていたことが窺われる。宮廷に仕える時には隼人すなわち身のこなしや動きが素早い人々という名を用いていたわけである。

日本書紀（卷第二）神代下第十段第二の一書に引く「一云」には「狗人」とあるが、その出典はひょっとすると或いは令集解の引く「諾請」という書物なのではあるまいか。

賦役令集解の邊遠國条に引く古記には「夷人雜類謂毛人。肥人。阿麻彌人等類」とある。日本列島に暮らす風俗習慣を異にする少数集団のことを律令は「夷人雜類」と呼んでいるわけである。続いて「問。夷人雜類一歟。二歟」という問いがあり、「答。本一末二」と続く。「夷人」と「雜類」とは別々の集団なのかそれとも同一の集団なのかを尋ねる問いに対しては、もともとは同一であるが、末に至って分かれて別の対象を指し示す概念になったと答えているわけである。更に補足の説明が続く。「假令。隼人。毛人。本土謂之夷人也。此等雜居華夏。謂之雜類也」。「本土」つまり本拠地である「肥」の国にいる隼人なら「夷人」であるが、「華夏」つまり通常の日本人が生活する地域に暮らす隼人は「雜類」に入る。毛人も本拠地にいる毛人なら「夷人」であるが、「華夏」つまり通常の日本人が生活する地域に雜居する毛人なら「雜類」になる。

なお令集解釋義三五八頁上段の欄外に付した「肥人」の注に「吉田、貞吉博士に従へばこれをクマビトと訓むべし」とあるが、喜田貞吉の誤植であらう。「肥」の国は上古においては熊襲の地である。魏志倭人伝に見える「狗奴國」も球磨の国という意味だけでなく「狗」の国という意味をも伝える用字法に従う表記であるに違いない。熊襲という名称であるが、時に洞穴に住むこの地の住人の住居形態を蔑んで、球磨という地名と同音である熊に譬える蔑称が成立したものはあるまいか。万葉集卷第十一、歌謡^{四六}に「肥人」と見えるが「肥」は火であるからヒノヒトないしヒヒトと訓む方が適切ではなからうか。隼人の穴居については李家「狗奴國の所在」(同二六六、二七九頁以下) 参照。

なお釈日本紀に見える「肥人之字」とは「肥」は「ヒ」の原字であるし、「人」は「久」の略体であつて「ク」や「く」という仮名の原字であることを述べて仮名の原形について解説を試みた箇所である。また「乃川等字」も同様であり、「乃」は「ノ」や「の」という仮名の原字であるし、「川」は「列」の略体であつて「ツ」や「つ」という仮名の原字であることを述べて、延喜の「日本紀講」の博士であつた藤原春海は、ここで仮名の原典と思われる六七枚の文書が大蔵省にあることを語っているわけである。

なお承平の講義の折の今上は朱雀天皇であり、ここでの「先帝」は醍醐天皇のことである。釈日本紀、開題五頁及び日本書紀私記(丁本) 一九二頁参照。

ちなみに「肥人書」と呼ばれる、吏道や諺文のごとき、特別の文字で書かれた書物がかつてあつたとする説は「人」が「久」の略体であることを読み損ねて「人」と誤読したため生じた誤解に基づく見解である。

なお和田英松『本朝書籍目録考証』一一四頁を参照されたい。

約六千三百年前に硫黄島の位置にあつた鬼界カルデラと呼ばれる海中火山が大爆発を起こした際に、中南九州一帯に大量の火山灰が降り注ぎ、アカホヤ火山灰と呼ばれる堆積を形成した。このアカホヤ火山灰の積

もった地域は水田耕作には適さず、畑作が行われた。この地域には阿蘇山を始め霧島や桜島また島原の普賢岳といった火山灰を頻繁に撒き散らす活火山が揃っているので、火山灰の被害を逃れるために洞窟や洞穴での生活が好まれるに至ったものと推測される。森〇〇一、一一一頁に掲げる地図を参照されたい。

出典

松下 見林〔六六〕『異称日本傳』全十五卷。国立国会図書館、古典籍資料室蔵

『日本書紀』上 一九六 日本古典文学大系 六十七、岩波書店

『万葉集一』一九七 日本古典文学大系 四、岩波書店

『日本書紀私記』一九七 新訂増補 国史大系 第八卷、吉川弘文館

『新日本紀』一九七 新訂増補 国史大系 第八卷、吉川弘文館

『令集解釋義』一九七 三浦周行・滝川政次郎編 国書刊行会 復刻 一九七

参考文献

老岐 一郎 一九五 〔扶桑国は関西にあった〕 葦書房

清瀬義三郎 一九六 〔日本語の源流と徐福の東渡〕（吉田編一九六 昭和堂、所収）。

白鳥 庫吉 一九七 〔關西國考〕（『全集』第六卷、所収）

白鳥 庫吉 一九七 〔扶桑國に就いて〕（『全集』第九卷、一五〇―三六頁）

白鳥 庫吉 一九七 〔扶桑國に就いて〕（『全集』第九卷、七一―九〇頁）

白鳥 庫吉 一九三三 「『隋書』の流求國の言語に就いて」(同『全集』第九卷、所収)

朝鮮学会編 二〇〇一 「前方後円墳と古代日朝關係」、同成社、

程 大良 二〇〇〇 「徐福 霧のかたへ」池上正治訳 第一書房

西谷 正 二〇〇一 「韓國の前方後円墳と古代の日本」東アジアの古代文化一〇九号(二〇〇一秋)

伴 信友 一九七〇 「隼人の狗吠」同全集第四卷所収、比古婆衣、所収。

森 浩一 二〇〇一 「語っておきたい古代史」新潮文庫。

吉田金彦編 一九九六 「ことばから人間を」昭和堂。

李家 正文 一九八八 「魏志倭人伝の虚構と真実」泰流社

(付 録)

南史倭国伝の異本について

異称日本伝に文献通考から倭条の引用がある。次に引用する。

倭在韓及帶方郡東南大海中依山島爲居去樂浪郡境及
帶方郡並一萬二千里凡百餘國自漢武帝滅朝鮮云不
可往來南史倭西南里有海人云言語異倭國有歌如牛名曰山鼠又有太蛇云蛇則死矣魏志
曰從帶方郡至倭循海岸云至女王國萬二千餘里

注に南史を引くが、引用の南史は流布本の南史とは記事の順序が一部異なる。これは異本である。今念のために文献通考から当該箇所を引用して置く。

倭即日本

倭在韓及帶方郡東南大海中依山島爲居去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里凡百餘國自漢武帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國國主稱王世世傳統其大倭王居邪馬臺國倭今名邪馬臺也樂浪徼去其國萬二千里去

(略 中)

所傳極於此矣會稽海外有東鯨人爲二十餘國又有夷州及澶州傳言秦始皇遣方士徐福將童男女數千

人入海事見史記求蓬萊神仙不得徐福畏誅不敢還遂止此州世世相承有數萬家人民時至會稽市會稽東冶縣

人有入海行遭風流移至澶州者所在絕遠不可往來南史倭四國海有倭人身黑眼白裸而能其肉美行者或射而食之文身國在倭東北七千里人體有文如獸其類

上有三文文直者實文小者腫土俗歌樂物豐而饒行客不憂糧有屠字無城郭國王所居諱以金銀參羅燒屋

爲壑廣一丈實以水鏡而則流於水鏡之上市角參羅野雞者羅杖死罪則置諸獸食之有枉則獸避而不食

經俗則紋之大漢國在文身國東五千餘里無兵戈不攻戰風俗並與文身國同而言語異倭國有獸

如牛名曰山鼠又有大蛇吞此獸蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或有光射中之蛇則死矣

魏志曰

注に引く南史だけを取り出して見よう。

南史倭四南海有海人身黑眼白裸而醜其肉美行者或射而食之又身國在倭東北七千里人體有文如獸

上有三文文直者貴文小者賤土俗歡樂物豐而賤

行客不資糧有屋宇無城郭國王所居飾以金銀珍寶
爲壑廣一丈實以水銀雨則流於水銀之上市用珍寶

犯罪輕者鞭杖死罪則置猛獸食之有枉則獸避而

經宿則赦之大漢國在文身國東五千餘里無兵戈

不攻戰風俗並與文身國同而言語異倭國有獸
如牛名曰山鼠又有大蛇吞此獸蛇皮堅不可斫

其上有孔乍開乍閉時或有光射中之蛇則死矣

傍点の箇所は流布本には見られない。流布本では傍点の箇所は倭国条の別の箇所に出現する。その前後を次に引用する。

出黒雉真珠青玉。有獸如牛曰山鼠。又有大蛇吞此獸。蛇皮堅不可斫。其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣。
物産略與儋耳朱崖同。地温暖風俗不淫。

文献通考の引用する南史の異本では、この箇所は次のような形をしていたものと推定される。

出黒雉真珠青玉。物産略與儋耳朱崖同。地温暖風俗不淫。

さて異本の方が流布本よりも古い写本であると推測される。もともと異本の倭国条は「言語異倭国」で終わっていて、その後に錯簡のために何処の国の記事か不明となっていた「有獸如牛曰山鼠」以下の文章が並列されたものであると推測されるからである。

大漢国在文身国東五千餘里無兵戈不攻戰風俗並文身国同而言語異倭国。

有獸如牛曰山鼠又有大蛇吞此獸蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣。

もともと「有獸如牛曰山鼠」「又有大蛇吞此獸」「蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣」という

記事は、錯簡のために、どこの国のことを記録したものか不明になっていたため、ひとまず末尾に並列して置いたものと推測される。

ところがこの箇所を次のように「言語異」のところで文章を切って、「倭国有獸如牛」云々を一続きの文章という風に読むと、「有獸如牛」以下の記事は倭国に関する記事であるという解釈に到達することになる。

大漢国在文身国東五千餘里無兵戈不攻戰風俗並文身国同而言語異。

倭国有獸如牛曰山鼠又有大蛇吞此獸蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣。

流布本は、異本についてのこうした解釈に基づいて、異本の末尾に並列されていた「有獸如牛云山鼠」以下の記事を倭国の条に移動し挿入したものであるに違いない。

それでは「有獸如牛曰山鼠」「又有大蛇吞此獸」「蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣」という記事はどこの国のことを記録したものであろうか。

流布本の南史にせよ、その原典と推定される梁書にせよ、文意が巧く通らず、不可解な箇所が二か所あることは良く知られている。今その前後の文章を取り出して見る。

倭国（中略）有獸如牛曰山鼠又有大蛇吞此獸

又西南萬里有海人身黑眼白裸而醜其肉美行者或射而食之

牛の如き獸が山に居て、大蛇がこれを吞み込むことがあるとは。とても日本列島において目撃された出来事とは

思われない。また裸の黒人を弓で射て食べるという食人の風習が普通に行われているとは。とてもこの世の出来事とは思われない。不思議な記事である。

ここには錯簡があるのではないか。「有獸如牛曰山鼠」「又有大蛇吞此獸」「蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣」という文の記された紙片ないし木簡がもとの資料から紛れてしまい、何処の国の記事か不明のまま文末に並列されたのではあるまいか。こうした記事の一部脱落が発生したために、上に見る様な不可解な記録が見かけの上で発生したのではあるまいか。今、錯簡を次の如くに文意の不明な文章の途中に挿入して見よう。

具合よく嵌まり込むまでゆっくりと何度もあれこれと前後左右に動かして見よう。

又西南萬里有海人身黒眼白裸而醜「有獸如牛曰山鼠」其肉美行者或射而食之「又有大蛇吞此獸」

こう並び替えて見れば、しつくりと具合よく嵌まり込む。牛の如く角の生えた野生の獸が山にいる。その肉はとも旨いので狩獵をして食べることもあるという記事であることが判明する。「山鼠」とはおそらくは野生の鹿のことであろう。この鹿の肉は旨い。この鹿を吞み込む大蛇がいる。おそらくは東南アジアに棲息する巨大な蛇であるボアが時に鹿を吞み込むことがあるという話を伝える記事であろう。

こうすれば、この箇所が食人の風習を伝える記事では無いことが明白になる。

こうして見れば「有獸如牛曰山鼠」「又有大蛇吞此獸」という記事が倭国の見聞を伝える記事ではないことも又明白になる。

そこで流布本の倭国の条からこの部分を削除して前後を引用して見よう。

出黒雉真珠青玉〔有〕蛇皮堅不可斫其上有孔乍開乍閉時或光射中之蛇則死矣」物産略與儋耳朱崖同地温暖風俗不淫。

「蛇」とは鯨のことである。錯簡の箇所は倭国には古くから捕鯨の風習があつたことを伝える記事であることが判明する。

女王国は倭女王であつた「壹與」の治世中に南方に遷都したと解した陳寿の記述に惑わされて、倭国の風習や棲息する鳥獣の様子を実際よりもはるかに南方にある南洋風に解釈する傾きが生じているわけである。その結果、ボアの如き大蛇がいてもおかしくないという理解の仕方も発生してくる。こうした見方に沿って流布本の南史倭国伝の記事が書かれていることはもはや明らかであろう。

要するに流布本の梁書にせよ南史にせよ、倭国の条は錯簡を含む悪本であるということである。従つて錯簡を訂正すれば、それは善本に変身する。

例えば「高祖即位進武號征東將軍」とある。梁の高祖である武帝は天監元（五〇二）年の壬午年に即位しているが当時の倭国王は若雀である。若雀は推算によれば五〇一年に即位し五〇八年に死去している。従つてここにいる「武」は後に武烈という贈り名を貰つた若雀王であるという可能性が発生することになる。「征東將軍」号は倭国王が最初に除正される爵号として、先例は欠くものの、それほど不自然なものではない。

（１）坂元二九八は、新王朝の樹立を祝う形式的な授爵と解する。

参考文献

坂元義種「九二」『倭の五王 空白の五世紀』教育社

同

一九六「梁職貢図の倭国使臣団について」(『古代の探究』学生社。所収)